

認定権者記載欄


様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③)

平成 年 月 日

西条市長 \_\_\_\_\_ 殿

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、\_\_\_\_\_ (注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100 \quad \text{割合} \quad \%$$

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

C: Aの期間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円  
 D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 \_\_\_\_\_ 円

西 第 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 平成 年 月 日から平成 年 月 日

認定者 西条市長

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

申請者名： \_\_\_\_\_ 印  
 ※申請者の事業内容を疎明する書類 ( \_\_\_\_\_ )

取扱金融機関名： \_\_\_\_\_ 印  
 (金融機関担当者氏名 \_\_\_\_\_ )

(表1：売上高が減少している指定業種)

a. 売上高が減少している指定業種 (※1)	b. 最近3か月の前年同期の売上高	c. 最近3か月 (平成____年____月～平成____年____月) の売上高	d. 減少額
	円	円	円
	円	円	円
合計	円 【B】	円 【A】	円

※1：認定申請書の表には、a. 欄に記載する指定業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) と同じ業種を記載。a. 欄には売上高が把握できている指定業種のみ記載でも可。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(表2：全体の売上高)

最近3か月の前年同期の全体の売上高	最近3か月 (平成____年____月～平成____年____月) の全体の売上高	減少額
円 【D】	円 【C】	円

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{【B】 \quad \text{円} - 【A】 \quad \text{円}}{【D】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \text{\%}$$

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{【D】 \quad \text{円} - 【C】 \quad \text{円}}{【D】 \quad \text{円}} \times 100 = \quad \text{\%}$$

(上記の詳細)

【A】の詳細	__月	円	__月	円	__月	円	合計	円
【B】の詳細	__月	円	__月	円	__月	円	合計	円

【C】の詳細	__月	円	__月	円	__月	円	合計	円
【D】の詳細	__月	円	__月	円	__月	円	合計	円

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等 (例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など) の提出が必要。上記の売上高については追加資料を求める場合がある。